

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年12月17日(2015.12.17)

【公表番号】特表2015-506748(P2015-506748A)

【公表日】平成27年3月5日(2015.3.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-015

【出願番号】特願2014-552279(P2014-552279)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/14 (2006.01)

A 6 1 F 9/007 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/14

A 6 1 F 9/007 1 3 0 J

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月28日(2015.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

眼の前房内部の上昇した眼内圧を外科治療するためのキットであって、前記前房に接続する通路を画定すべく組織を通して挿入されるニードル本体を有する機器と、

可撓性チューブ及び組織シーリング手段を含む房水排出器具とを含み、

前記ニードル本体はその長さに沿って第1最大断面寸法を有しており、

前記チューブは、前記前房から房水を迂回させるためのダクトを画定しており、且つ、互いに反対側の近位端及び遠位端と、前記第1最大断面寸法よりも小さな第2最大断面寸法を有する第2外面とを有しており、前記組織シーリング手段は、前記チューブの前記近位端及び前記遠位端から離間された少なくとも1つのエレメントを含み、前記少なくとも1つのエレメントは、前記チューブの第2外面を超えて半径方向外側に向かって延びて、前記組織と該少なくとも1つのエレメントとの間にシールを形成すべく、前記第1最大断面寸法よりも大きい第3最大断面寸法を有している、眼の前房内部の上昇した眼内圧を外科治療するためのキット。

【請求項2】

前記少なくとも1つのエレメントの第2最大断面寸法が、少なくとも1つの鈍い面によって画定されている、請求項1に記載のキット。

【請求項3】

前記少なくとも1つのエレメントが、テーパされた遠位部分を有している、請求項1に記載のキット。

【請求項4】

前記少なくとも1つのエレメントが、前記チューブの両側で前記チューブから半径方向に延びる第1タブと第2タブとを含み、前記第1タブは第1外縁部を画定し、前記第2タブは第2外縁部を画定し、前記第3最大断面寸法は、前記第1外縁部と前記第2外縁部との間の最大距離によって画定されている、請求項1に記載のキット。

【請求項5】

前記第1及び第2タブが、前記チューブの中心軸の周りに反映された互いの鏡像である、請求項4に記載のキット。

【請求項6】

前記第1及び第2タブが、ほぼ平面的な形状を成しており、前記チューブの中心軸に対して横方向に延びる共通平面内に位置している、請求項4に記載のキット。

【請求項7】

前記1及び第2タブの最大厚が、前記チューブの第2最大断面直径以下である、請求項6に記載のキット。

【請求項8】

前記1及び第2タブがそれぞれ、それぞれのテーパされた遠位部分を有している、請求項4に記載のキット。

【請求項9】

前記第1最大断面寸法が0.4mm～0.7mmである、請求項1に記載のキット。

【請求項10】

前記第2最大断面寸法が0.4mm以下である、請求項9に記載のキット。

【請求項11】

前記第3最大断面寸法が少なくとも0.9mmである、請求項10に記載のキット。

【請求項12】

前記チューブが均質な高分子材料から実現されている、請求項1に記載のキット。

【請求項13】

前記房车排出器具は、高分子材料から実現された単一の成形部分である、請求項1に記載のキット。

【請求項14】

前記高分子材料が、SIBS材料、シリコーンゴム、ポリオレフィンポリマー、ポリウレタンポリマー、アクリルポリマー、フルオロポリマー、ポリアミドポリマー、ヒドログルポリマー、生物学に基づく構造、軟質ポリマー発泡体材料、多孔質ポリマー材料、及びこれらの組み合わせから成る群から選択される、請求項13に記載のキット。

【請求項15】

さらに、

前記房车排出器具のチューブを受容するようにサイズ設定された導管を含む器具を含み、前記導管は、前記房车排出器具のチューブの通過を可能にするスロットを有している、請求項1に記載のキット。

【請求項16】

前記スロットが前記導管の一部に沿って延びており、前記導管を位置決めするために、前記スロットの近位端に隣接してタブが配置されている、請求項15に記載のキット。

【請求項17】

さらに、

前記房车排出器具を位置決めするために、前記房车排出器具のチューブ内に挿入されるようにサイズ設定されたスタイルットを含む、請求項1に記載のキット。

【請求項18】

前記ニードル本体が曲げ形態を有している、請求項1に記載のキット。

【請求項19】

前記機器が、前記ニードル本体から近位側に配置された平刃部分を有しており、前記平刃部分は、前記平刃部分の両側に配置された2つのカッティング面を有している、請求項1に記載のキット。

【請求項20】

眼の前房内部の上昇した眼内圧を治療するための埋め込み可能な器具であって、可撓性チューブ及び組織シーリング手段を含み、

前記チューブは、前記前房から房车を迂回させるためのダクトを画定しており、且つ、互いに反対側の近位端及び遠位端と、第1最大断面寸法を有する外面とを有しており、前

記組織シーリング手段は、前記チューブの前記近位端及び前記遠位端から離間された少なくとも1つのエレメントを含み、前記少なくとも1つのエレメントは、前記チューブの外面を超えて半径方向外側に向かって延びていて、前記第1最大断面寸法よりも大きい第2最大断面寸法を有しており、前記第2最大断面寸法は少なくとも1つの鈍い面によって画定されている、眼の前房内部の上昇した眼内圧を治療するための埋め込み可能な器具。

【請求項21】

前記少なくとも1つの鈍い面が長円形の断面プロフィールを有する、請求項20に記載の器具。

【請求項22】

前記少なくとも1つの鈍い面が橢円形又は円形の断面プロフィールを有する、請求項20に記載の器具。

【請求項23】

前記少なくとも1つのエレメントが、テーパされた遠位部分を有している、請求項20に記載の器具。

【請求項24】

前記少なくとも1つのエレメントが、前記チューブの両側で前記チューブから半径方向に延びる第1タブと第2タブとを含み、前記第1タブは第1外縁部を形成し、前記第2タブは第2外縁部を形成し、前記第2最大断面寸法は、前記第1外縁部と前記第2外縁部との間の最大距離によって画定されている、請求項20に記載の器具。

【請求項25】

前記第1最大断面寸法が0.4mm以下であり、前記第2最大断面寸法が少なくとも0.9mmである、請求項20に記載の器具。

【請求項26】

前記器具は、SIBS材料、シリコーンゴム、ポリオレフィンポリマー、ポリウレタンポリマー、アクリルポリマー、フルオロポリマー、ポリアミドポリマー、ヒドロゲルポリマー、生物学に基づく構造、軟質ポリマー発泡体材料、多孔質ポリマー材料、及びこれらの組み合わせから成る群から選択された高分子材料から実現された単一の成形部分である、請求項20に記載の器具。

【請求項27】

前記器具の少なくとも一部のための前記高分子材料に、少なくとも1種の治療薬が装填されている、請求項26に記載の器具。